

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷二十二第

行發日一月三年五十正大

## 論叢

「大學」に見はれたる經濟思想……法學博士 田島 錦治

横濱及び神戸の開港事情……文學博士 三浦 周行

國際營業の課税……法學博士 神戸 正雄

統計による因果關係の研究……法學博士 財部 靜治

理性と現實……文學博士 米田庄太郎

## 時論

勞働組合と月給取階級……法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

スミスの植民地觀に關して再び 矢内原教授に應ふ……法學博士 山本美越乃

スミスの植民地論につき 矢内原教授に答ふ……經濟學士 長田 三郎

## 雜錄

合衆國における勞働銀行に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

(禁轉載)

スミスの植民地観に關して再び矢内原教授に應ふ (二・完)

山本美越乃

三

第三の論點は、スミスが英國の植民地の迅速なる進歩發達を遂げたる一原因は、母國の植民地に對する寛大なる商業政策、即ち植民地貿易を國民の自由に委ね、他國例へば和蘭の如くに獨占的の會社にのみ之を許し、或は西班牙・葡萄牙等の如くに特定の港に於てのみ之を許可するが如き制限を設けずして、大體に於て自由主義の通商政策を採用したるに因るとなし、彼れの理想とせる自由放任の原則を汎く植民地貿易にも適用することの有利且つ必要なる所以を強調したるに對し、予が『母國植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに應じて其の政

策に斟酌を加ふるの必要あり云々』と評したるに、教授は之を以て予が「スミスを正當に讀まざるもの」<sup>2)</sup>として非難せられたる點に在る、而して其の論據とする所は、教授の最初の論文たる『經濟學論集第三卷第四號掲載の「アダムスミスの植民論」に於ては、極めて茫漠たるものであつた、曰く、「スミスは……植民地貿易又は統治に於ける獨占的政策が、國民全體の不利に於て少數有力者の利益をはかれる事を指摘するに痛切を極めた、商人の利潤 (Profit) と國民の利益 (Advantage) とを彼は明快に區別した、彼が後者を主張せるは言ふ迄もない』<sup>3)</sup>と、唯夫れだけである、故に予は教授の卑見に對する批評の矢は其の標的何れに在るやを知るに苦む旨を述べ、且つ此の如くに極めて無雜作に此の問題の取扱はるゝ所を見ると、教授の批評の意味は恐くは、スミスが獨占到反對したるは、予の所謂『一般國民經濟上の見地より』せるものなるに、予が「之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして云々」と言へるは、スミスを理解せざるものなりとの意ならんと察せらるゝと述べたるに對し、教授は「商人の利潤」と「國民の利益」につきスミスが後者を主張せるは言ふ迄もないと、私の言つたのは決して無雜作なる放言ではなかつた、(山本曰く、予の「無雜作に此の問題の取扱はるゝ云々」と言へるは、極めて簡單に此の問題の取扱はるゝと謂ふ意である)、之を論證する材料たるべきスミスのテキストをば私はその箇所の脚註に於て……舉げて置いた、一々之を翻譯掲記せざればとて、無雜作なる取扱方と呼ばれ度くはない云

- 1) 經濟論叢第十八卷第一號二五七頁。
- 2) 經濟學論集第三卷第四號五四頁。
- 3) 同上。
- 4) 經濟論叢第二十一卷第四號五四頁。

々」と、答へて居らるゝが、予の教授に問はんとせる所は、何故前掲の卑見（經濟論叢第十八卷第一號二五七頁に述べたる卑見）が、『何ぞそのスミス<sup>1)</sup>を正當に讀まざることの甚だしきや』との教授の批評の標的となるやと云ふことに在る、百のテキストをスミスの著書より採抄掲記したればとて、予の教授に問はんとせる疑問は教授の與へられたる説明だけでは依然として其の儘に存在して居るのである。

何となれば既に本論叢前卷第四號の小論中に述べ置けるが如く、スミスの思想の根柢を成せるものは自由放任の學說であつて、彼れは此の見地より個人の經濟的活動の自由を主張し、之を妨ぐる一切の保護的干渉制度殊に獨占的の經濟組織に反對した、故に假令スミスが其の著書中に「國民全體の利益」とか、「社會の一般的利益」とか、「多數階級の利益」と謂ふ意味の語を幾度繰返すども、彼れの所謂國民經濟觀なるものは要するに個人經濟的の見地より考察せる國民經濟觀である。予は觀るのである、而して此の點に關しても亦教授は卑見に對して教授一流の勝手なる解釋を下し、恰も予がスミスの説は「國民」なることを全然念頭に置かずして立論したるものであると主張せるかの如くに解して、『スミスが一般國民經濟上の見地より考慮せざりしものと爲すに至つては、私は卷を覆ふて嗚然たらざるを得ない、彼の書の表題既に「諸國民の富」といひて、その一般國民經濟を研究の對象とせることを暗示する云々」と評して居らるゝが、予の「母國植民地

1) 經濟學論集第四卷第二號二三六頁。

間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに應じて其の政策に斟酌を加ふるの必要あり云々」と言へるは、單にスミスの説に對する批評のみの意味でなく、廣く一般的の提擧として此く論斷せるものであつて、敢てスミスが「國民」なる觀念を全く考慮中に入れて居らぬと主張したものでなければ、又教授の解釋するが如くに「それはスミスの看過したりし點である」と斷定したものでもない、少くとも國民 (Nation) なることをスミスが念頭に置ける事だけは、教授の説を俟つ迄もなく其の著書中に隨所に之を窺ふことが出来る、又極めて淺薄なる學問的の價値なき論證ではあるが、教授の説の如くに其の著書の標題たる「諸國民の富」と謂ふことでも一應は分るごも言へよう、(併し斯かる論證は極めて淺薄なる學問的の價値なきものであると予は言ふ、何となれば書名に「此くある」を以て内容も亦「此くあるべき筈なり」と斷するが如きは、Journalistic の議論としては通用するかも知れぬが、Scholastic な内容の研究を主眼とせねばならぬ議論としては、一般的には何等の價値を有せざるものであると信するからである)。

併し書名に「國民」なる語を用ひしとか、又は其の著書中に「國民全體の利益」「社會の一般的利益」「多數階級の利益」等の意味を表示する語ありとの理由のみでは、未だスミスが其の思想並に學說の全體系の基礎根柢を成せる個人經濟的の見地より離れて、所謂一般國民經濟上の見地より

問題を考察したりとの反證とはならぬ、更に之を言ひ換ふれば、スミスが「國民」なることを念頭に置き、其の取扱へる問題が經濟上の問題なりしとの理由だけでは、當然國民經濟上の見地より立論したるものであると斷定することは出来ぬ、假令「國民」なることを念頭に置いて經濟上の問題を考察したりとするも、スミスの立論の根據は徹頭徹尾「個人の經濟的活動の自由」なる範圍を脱して居ない、即ち個人の經濟的活動の自由をさへ尊重せば、「國民全體の利益」も「社會の一般的利益」も「多數階級の利益」も自ら之を招徠し得るもの、如くにスミスは考へて居る、若し斯かる觀察をも尙ほ「國民經濟上の見地より問題を考察したり」との範疇中に入れ得べくんば、予は又何を言はん、併し卑見に據れば、個人の經濟的活動の自由常に必ずしも「國民全體の利益」「社會の一般的利益」又は「多數階級の利益」となるものではない、否、時としては個人の經濟的活動の自由に對して或種の制限を附することが、却て「國民全體の利益」「社會の一般的利益」又は「多數階級の利益」となることが少くない、例へば個人の經濟的活動の自由を放任せば、極端なる競争の結果は終に相互の存立を危からしめ、共存共榮の目的を達せしむること能はざるが如き場合には、却て個人の自由活動に一定の制限を附することの、一般國民經濟上より觀察して利益たるべき場合あるが如き是れである。

之と反對に又國民經濟全般の上より觀察せば極めて有益なる事業も、之を個人の自由に放任す

る時は容易に其の目的を達し得ざるが如き場合に、特に國家の保護獎勵を加ふることに依りて、斯かる有益なる事業を完成し得る場合も尠くない、而して此の如き例は其の實情の多く母國に知られざる植民地の事業に於て殊に之を見るのである、例へば現に問題となつゝある朝鮮産米増殖計畫の如きも其の一例であつて、該計畫の如きは母子兩國の國民經濟全般の上より考察せば、極めて有益なる事業たることは之を否み得ないと思へるが、併し之を全然個人の自由活動に放任し置く時は、何れの日にも其の目的を達し得べきが殆ど豫測することが出来ぬ、斯かる場合には政府の嚴重なる監督と適當なる制限の下に、或種の特權を個人又は個人の團體に與へて之に當らしむることの、却て一般國民經濟上より觀察して必要且つ有利なる場合があるを謂ひ得るの類である。(此く言へば一部の論者中には此の如き企圖は資本主義的企業の獎勵であるとして、之に反對する者があるかも知れぬが、資本の後援なくしては經濟的の活動は寸時も之を維持すること能はざる現今の經濟組織の下に於ては、必ずしも資本主義的企業たることを忌避するの必要はない、要は其の弊を矯めて其の利を收め得るよう、計畫の實行に先だちて豫じめ細心の注意を拂ふや否やに在る)。

要之、スミスが「國民」なる觀念を常に念頭に置きたるにせよ、又「國民全體の利益」「社會の一般的利益」「多數階級の利益」と云ふが如き意を幾度表明したるにせよ、夫れだけでは未だ「國民經

濟上の見地より問題を考察した」とは断定し得ないと考へる、彼れの根本思想たる個人主義的經濟觀の羈絆を脱して、國民主義的經濟觀に獨特の存立の意義を認めない限りは、言ひ換ふれば一般國民經濟上の見地よりせば時に個人の經濟的活動の自由に制限を加ふるの必要あることを根本に於て認めない限りは、眞に國民經濟上より問題を考察せるものと謂ふを得ないと言のが卑見の要旨である、是れ予が『母國植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに應じて其の政策に斟酌を加ふるの必要あり』と附言したる所以であり、又此の卑見に關する教授の批評に對しても、其の標的何れに在るやを知るに苦むと言へる所以である。

以上をもつて第三の論點に對する教授の再度の批評に應へ得たと信するが、茲にも亦餘論として更に一言を附加せねばならぬことは、教授の『商人の利潤 (Profit) と國民の利益 (Advantage) とを彼 (スミス) は明快に區別した、彼が後者を主張せるは言ふ迄もない』との言明に對し、予が教授の此の言明は夫れ自體に於て既に大なる疑問である、何となればスミスは是等の語を教授によりて明快に區別されたるが如くに、決して明快に區別して用ひて居らぬからである云ふことを、スミスの原句を引照して駁し置けるに、此の度は教授は其の論鋒を改め『若し私がスミスは常に Advantage なる語を以て國民一般の利益をあらはしたと言つたとすれば、博士の批評は當る

けれども、私はその様な愚かなことを言つたことは無い、恐らく博士は私が「商人の利潤 (Profit) と國民の利益 (Advantage)」と記せる英字に拘泥して居られるのであらうが、私の言ひし所は用語のことではなく、意味であり内容であるのだ、それは商人の利潤と國民の利益との對照である、國民なる概念をば Nation, Country, Public 等いづれの語によりて表現しやうと、利益なる概念を現はすに Advantage, Interest, 將た Gains その他類似の同義語を用ひやうと敢て問はないであらう、……私に敢て博士が無益有害なる「用語の詮索に亘」られしを惜しむ』と、逆ねちを喰はして居らるゝが、斯く文字に拘泥せず其の意味内容に重きを置けるものならば、何故に Profit の Advantage なる兩語を特に選みて括弧内に引用對立せしめ、然かもスミスは之を「明快に區別した」と云ふが如き動もすれば讀者を誤りに導くの虞れある言明を爲したか、唯「商人の利潤と國民の利益」なる觀念を對照するのみならば、之に Profit, Advantage 等の原語を態々括弧内に入れて其の意義を限定する必要はない筈である、此く原語を挿入する以上は讀者は恰もスミスが是等の兩語を以て、「商人の利潤」と「國民の利益」を明快に區別するために用ひたるものゝ如くに解するに至るは當然のことである、是れ予が序ながら前卷第四號の小論中に、教授のかゝる言明夫れ自體が既に頗る疑問に屬することを指摘し置ける所以であつて、這はニコルソンの言たる "Profit and national advantage are distinguished" に倣ひて完からざるものであり、却て「明快に區

1) 經濟學論集第四卷第二號九三乃至二四〇頁。

別した」と云ふが如き過ぎたる言明の爲めに、有害無益なる誤解を讀者に與へる虞れが甚だ多い、然るにも拘らず、假令見解を異にするも其の熱誠なる研究的の態度には敬意を表しつゝある教授の口より、『取て博士が無益有害なる用語の詮索に亘られしを惜しむ』と謂ふが如き謗言を以て酬ひられんとは、予の全く豫期せざりし所である。

以上、卑見に對する教授の兩回の批評に答へて其の禮を盡くしたりと信するが故に、今や筆を擱くに當り、教授の刺戟に由りてスミスの對植民地策に就き重ねて有益なる考察を爲すの機會を得たることを衷心より謝する、……之を以て結言とする。(完)

(附記) 植民政策學の研究は我が國の現状に照らして極めて重要なるに拘らず、之が研究に心を傾くる者少なき現時に於て、長田學士は世の毀譽褒貶に耳を籍さず、斯學の攻究に没頭して餘念なき篤學の士たることを此の機會に教授に紹介し、徒らに若き研究者を興奮せしむるが如き嘲笑的の態度に出でずして、若し其の思索に於て未だ至らざる點あらば懇篤なる指導を與へられんことを望むて止まぬ。